

福岡市城南区選挙管理委員会
令和4年11月5日(土)
午前10時00分から

1 議 題

- (1) 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第72号)
- (2) 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第73号)
- (3) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第74号)
- (4) 選挙人名簿に登録する者について (議案第75号)
- (5) 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について (議案第76号)
- (6) 福岡市長選挙における投票立会人の選任について (議案第77号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和4年11月6日(日) 午後6時00分から

令和4年11月17日(木) 午後6時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 11 月 20 日 執行予定の福岡市長選挙における城南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 11 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)
(投票管理者)

第 37 条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)
(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 24 条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 25 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名 (二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間) を告示しなければならない。

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 11 月 20 日 執行予定の福岡市長選挙における城南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 11 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 61 条第 2 項及び同法施行令第 67 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票管理者)

第 61 条

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 67 条

1 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 68 条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議題 (3)
議案第 74 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 11 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 抹消する者の数 | 301 人 |
| 内訳 死亡者 | 60 人 |
| 市外転出者 | 241 人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和 4 年 11 月 5 日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>
(2) 前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和4年11月5日

1 死亡者

令和4年11月4日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年7月4日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	32	28	60
転出者	122	119	241
計	154	147	301

議題 (4)
議案第 75 号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年11月5日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年11月5日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 734人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和4年11月5日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第22条

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日(選挙時登録の基準日)現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議題 (5)
議案第 76 号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 11 月 20 日執行予定の福岡市長選挙における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和 4 年 11 月 5 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項による読替後の第 38 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(投票立会人)

第 38 条【読替後】市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

(期日前投票)

第 48 条の 2 (要旨)

- 5 法第 38 条第 1 項中「2 人以上 5 人以下」とあるのは「2 人」に、「前 3 日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。

議題(6)
議案第77号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和4年11月5日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)
(投票立会人)

第38条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。